

# デジタル活用を切り口とした新しい通いの場の運営支援業務委託提案競技実施要領

## 1 事業名称

デジタル活用を切り口とした新しい通いの場の運営支援業務委託

## 2 事業目的

地域で運営されている従来の通いの場を利用してない層の参加を目指して、デジタル活用を切り口とした新しい通いの場である「デジタルカフェ」（以下「デジタルカフェ」）を南区内で展開することを見据え、社会資源開拓、「デジタルカフェ」の試行、効果評価、普及のための方策を検討する。

「デジタルカフェ」に参加した高齢者等が、日常生活のなかでスマホアプリや IT ツール等を取り入れることにより、日常生活の質の向上を図るとともに参加者同士の交流や活用が増加することを目指す。

## 3 履行期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 総事業費

上限額 1,940,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※提案価格が予算上限金額を超える場合は、失格となります。

## 5 業務内容

デジタル活用を切り口とした新しい通いの場の運営支援業務委託仕様書（案）（別紙 1）参照

## 6 参加資格

（1）法人格を有する団体であること。

（2）日本国内に本店、または支店・営業所等を有していること。

（3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（4）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置または排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※措置要領が掲示されているホームページアドレス

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku\\_kanri/keiyaku\\_hp/law\\_index.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html)

（5）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第 1、第 2 及び第 3 の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（6）市町村税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

（7）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（8）福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

（9）共同事業体による共同提案の場合は、構成員それぞれが（1）～（8）をすべて満たし、本提案競技への単独または他提案者との共同提案を行っていないこと。代表となる法人等をあらかじめ定め、構成員の役割分担を明確にすること。また、応募後の代表団体の変更及び構成団体の変更は認められない。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

## 7 スケジュール

(1) 募集開始	令和8年2月 3日（火）
(2) 質問締切	令和8年2月13日（金）17時まで
(3) 質問回答	令和8年2月17日（火）（予定）
(4) 参加申込締切	令和8年2月25日（水）17時まで
(5) 企画提案書等提出締切	令和8年3月 9日（月）17時
(6) 提案競技（プロセッション）	令和8年3月19日（木）
(7) 事業者決定・通知	令和8年3月23日（月）（予定）
(8) 契約締結	令和8年4月 1日（水）（予定）

※スケジュールはやむを得ない事情により、変更することがあります。

## 8 募集要項の配布・質問の受付

### （1）募集要項の配布

- ア 配布期間：令和8年2月3日（火）から令和8年2月25日（水）まで  
イ 配布場所：福岡市のホームページからダウンロードすること

### （2）質問

- ア 受付期間：令和8年2月13日（金）17時まで（必着）  
イ 提出方法：「質問書」（様式1）を「17 問い合わせ先・提出先」宛に、電子メール（FAXは不可）で提出し、質問書を提出した旨を電話でも連絡してください。  
※「質問書」以外による質問及び受付時間外の提出は不可とします。  
ウ 回答方法：福岡市のホームページに掲載します。

## 9 提案競技参加申込書の提出

提案競技への参加を希望される場合は、「6 参加資格」を確認し、下記のとおり必要書類を提出してください。

（1）提出期限 令和8年2月25日（水）17時まで（必着）

（2）提出先 「17 問い合わせ先・提出先」とおり

（3）提出方法 「直接持ち込み」又は「郵送」（必着）してください。

※「直接持ち込み」の場合の受付時間は、10時～12時 13時～17時とします（土日祝日除く）。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留により郵送してください。

### （4）提出書類

①提案競技参加申込書（様式2）

②会社概要（事業概要が分かるパンフレット、ホームページの写し等でも可）

③登記事項証明書

※法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可）。

④市町村税を滞納していないことの証明書

※福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出してください。

※上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出してください。

⑤消費税及び地方消費税納税証明書

※本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出してください。

※証明書の種類は「納税証明書（その3）」を選択してください（「その3の2」「その3の3」でも可）

⑥委任状（様式3）

※この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式4により委任状を作成して提出してください。

#### ⑦誓約書（様式4）

※様式5に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入し、印鑑は実印を使用してください。

#### ⑧役員名簿（様式5）

※様式5に、代表者及び役員（⑥の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入してください。

※この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用します。

※役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいいます。（監査役、監事、事務局長は含まない。）

#### ⑨直近の決算2年分の財務諸表の写し

※直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出してください。

##### 【注意事項】

※③～⑤については、提出日前3ヵ月以内に発行された原本を提出してください。

※「令和7・8・9年度 福岡市・水道局・交通局 競争入札有資格者名簿」に登録されている事業者については、③～⑨までは提出不要です。

※複数の法人による共同提案の場合、あわせて「**共同事業者構成表（様式6）**」を提出してください。

また②～⑨はそれぞれの事業者について主たる事業者が取りまとめて提出してください。

（5）提出部数 各1部

（6）その他

・上記（4）の書類を提出していない事業者については、提案競技に参加することはできません。

・参加申込後に参加を辞退する場合は、「**提案参加辞退届（様式7）**」を提出してください。

## 10 企画提案書類の提出

（1）提出期限 令和8年3月9日（月）17時まで（必着）

（2）提出先 「17問い合わせ先・提出先」とおり

（3）提出方法 「直接持ち込み」又は「郵送」（必着）してください。

※「直接持ち込み」の場合の受付時間は、10時～12時 13時～17時とします（土日祝日除く）。

※「郵送」の場合は、特定記録又は簡易書留により郵送してください。

（4）提出書類

①事業提案書（内容については、特に下記「11 提案内容」を参照のこと。）

②同種又は類似業務の実績がわかる書類、「**同種または類似業務の実績表（様式8）**」

※実績がない場合は提出不要。

※契約の名称と相手方、契約内容及び金額は必ず記載すること。

③経費見積書（様式9）

業務説明書及び事業提案書（追加提案を含む）に記載している事項を実施するために必要な経費は、すべて見積りに含まれるものとして、具体的に記載してください。

（5）提出部数

正本1部、副本7部

（6）作成要領

・様式は自由／原則、A4横サイズ／横書き／片面印刷／ホチキス左肩どめ

・提出された資料（事業提案書）のデータ提供を依頼があるので、その際は協力すること。

・（4）①～③までを一つにまとめて提出すること。総数12ページ以内（表紙、目次除く）とし、提案書表紙の次に目次を、それ以降のページには、1からページ番号を記載すること。

・正本（1部）の表紙には、表題「デジタル活用を切り口とした新しい通いの場の運営支援業務委託」、提出年月日、提案者名（企業名、団体名）及び担当窓口（担当部門、担当者、連絡先、電子メ

- ールアドレス）を記載すること。
  - ・副本（7部）の表紙には、表題「デジタル活用を切り口とした新しい通いの場の運営支援業務委託」、提出年月日のみを記載すること。
  - ・正本の表紙を除き全般にわたって、提案者名（企業名、団体名）が分かる記述を一切しないでください。
  - ・提出された書類は返却しません。また、提出後の内容変更は認めません。
- (7) その他
- ・1事業者（1共同事業体）1提案とし、複数の提案は認めません。
  - ・提出書類に不備がある場合は、受付できないことがあります。
  - ・提出期限までに提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとみなします。
  - ・公平な審査を期すため、提案者が分からぬ状態で審査します。

## 11 提案内容

「別紙1 仕様書（案）」を確認のうえ、下記(1)～(6)について、効果的な企画プランを提案してください。

### (1) デジタル活用の人材等の資源開拓・コーディネートについて

- ・令和8年度試行の「デジタルカフェ」及び令和9年度以降展開予定の区内の地域の通いの場において、高齢者にレクチャー又はサポートする協力企業・事業所等の資源を複数発掘するための進め方・協力依頼候補事業所などを具体的に提案してください。

### (2) 「デジタルカフェ」の試行について

- ①(1)で発掘した企業等の協力を得ながら展開する1～5回のプログラム案を具体的に提案してください。
- ②1～5回の開催において、いずれか2回分のタイムスケジュール、レイアウト図、事業者が行う運営支援の内容を具体的に提案してください。
- ③より多くの参加に繋がるよう参加募集の方法を具体的に提案してください。

### (3) 手引書の作成

- ・区内の地域の通いの場で、再現可能な「デジタルカフェ」のメニューについて、手引書の各ページごとの記載項目や具体的な内容を提案してください。

### (4) 役割分担

- ・本業務委託の実施に当たり、事業者が担う役割（業務）と福岡市が担うことを希望する役割（業務）の内容について記述してください。

### (5) スケジュール

- ・各項目に関する準備期間や実施時期など、全体スケジュールを具体的に提案してください。

### (6) 本業務委託全体の実施体制

- ・本事業の実施に当たり、貴社としてどのような体制で実施するのかを記述してください。

※ 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。

## 12 選考

### (1) 提案競技（プレゼンテーション及び質疑）

提案書等の提出のあった事業者のうち、応募資格を満たすと認められた事業者を対象に、提案競技（プレゼンテーション及び質疑）による審査を行います。

①日時 3月19日（木）（予定）

※詳細な日時・場所は、後日対象事業者にお知らせします。

②方法 事業者による説明時間15分、質疑応答10分を予定

※プロジェクター等の設備はないため、市へ提出済みの書類をもとに説明を行うこと。

※出席者は1団体2名までとします。

※なお、プレゼンテーションは、契約を締結した場合に本委託業務を主に担当する担当者が行うこと。

③審議 福岡市が設置する選考委員会で提案内容を審議し、最優秀提案者を決定します。

※参加者が1団体の場合でも、同様に委員会での審査を行います。

## (2) 審査内容

審査は、別紙2「提案競技評価表」に基づき、事業提案書等やプレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査を行い、最も得点が高いものを最優秀提案者とします。

※評価が一定基準（60点）に満たない場合には、最上位であっても最優秀提案者とならない。

## (3) 選考結果通知

最終審査結果については、令和8年3月23日（月）（予定）を目途に、全ての参加事業者に電子メールで通知するとともに、最優秀提案事業者については、市ホームページで公開します。

## 13 応募書類の取り扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は提案書に記載された内容の変更は認めません。ただし明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではありません。
- (2) 提出された提案書等一切の書類は返却しません。なお、提出された書類については、契約に至った場合に活用する他は、提案審査以外の目的で提案者に無断で使用することはありません。
- (3) 提案書類等は、提案審査の事務に必要な場合は、複製することがあります。

## 14 失格条件

公募条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、又は事業推進に必要な手続きを行わない場合は、失格とすることがあります。

## 15 契約

選考に基づき、福岡市は最も優秀と認められる提案を決定し、当該提案を行った参加事業者と仕様書、契約書の詳細について別途協議の上決定を行い、業務委託契約手続きを行います。なお、契約締結に至らない場合は、次点のものと業務委託契約手続きを行います。

## 16 特記事項

- (1) 本事業は令和8年度予算による事業につき、予算が承認されないなどの事情により、本事業の予算が成立しなかった場合は、事業が中止になることがあります。
- (2) 提案にかかる一切の費用は、応募者が負担するものとします。
- (3) 審査結果に関する質問には一切回答しません。
- (4) 提出された提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。
- (5) 採用された提案を基に担当者と協議をお願いします。
- (6) 採用された提案は、福岡市との協議により、内容の変更を求める場合があります。
- (7) 本市が必要と認めた場合、追加書類を求める場合があります。
- (8) 選定から契約までの間に、本事業を受託することが著しく不適当と認める事情が発生した場合は、選定を取り消すことがあります。

## 17 問い合わせ先・提出先

福岡市南区 保健福祉センター 地域保健福祉課 担当：山口

〒815-8501 福岡市南区塩原3丁目25番3号

T E L : 092-559-5134

F A X : 092-559-5135

Eメール : chiikifukushi.MWO@city.fukuoka.lg.jp